

第 8 回 石狩川上流流域治水協議会

流域治水の取組の普及・広報

- ①全国流域治水 MAP
- ②流域治水ロゴマーク

令和 7 年 3 月 6 日

① 全国流域治水 MAP

流域治水の取組の見える化を推進！

～全国流域治水 MAP を開設します～

国土交通省では、激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策として、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を推進しています。

流域治水を進める上では、行政、民間企業、流域団体、住民等、あらゆる主体による流域治水の普及啓発の取組を見える化し、全国に展開することで、更なる取組を促進することが重要です。

そのため、全国の流域治水に資する取組を共有するプラットフォーム（全国流域治水 MAP）を開設し、投稿を募集いたします。

流域治水に資する取組を実施している方であれば、どなたでも投稿いただけます。

1. 募集内容

流域治水に資する取組であれば、投稿内容は自由です。

（投稿例）

- ・流域治水をテーマとしたイベントの開催
- ・地域団体による河川の除草、清掃活動
- ・防災学習や環境学習を目的とした小中学校等での出前講座、ワークショップ
- ・雨水タンクや雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置
- ・屋上緑化の整備
- ・田んぼダム 等

※投稿に際しては、別紙「共有プラットフォーム（全国流域治水 MAP）への投稿にあたっての留意事項」をご確認ください。

2. 投稿方法

- ① 投稿したい取組内容について、投稿様式（別記様式1）に記入してください。
- ② 投稿様式と写真データ（1MB 以下×3 枚まで）をフォルダに入れて zip に圧縮してください。
- ③ 圧縮ファイルを添付し、以下のアドレスにメールにてご提出ください。

提出先 : hqt-ryuiki_chisui_pf■ki.mlit.go.jp （■を@に置き換えてください。）

3. 全国流域治水 MAP 特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/pf/>（国土交通省 WEB ページ）

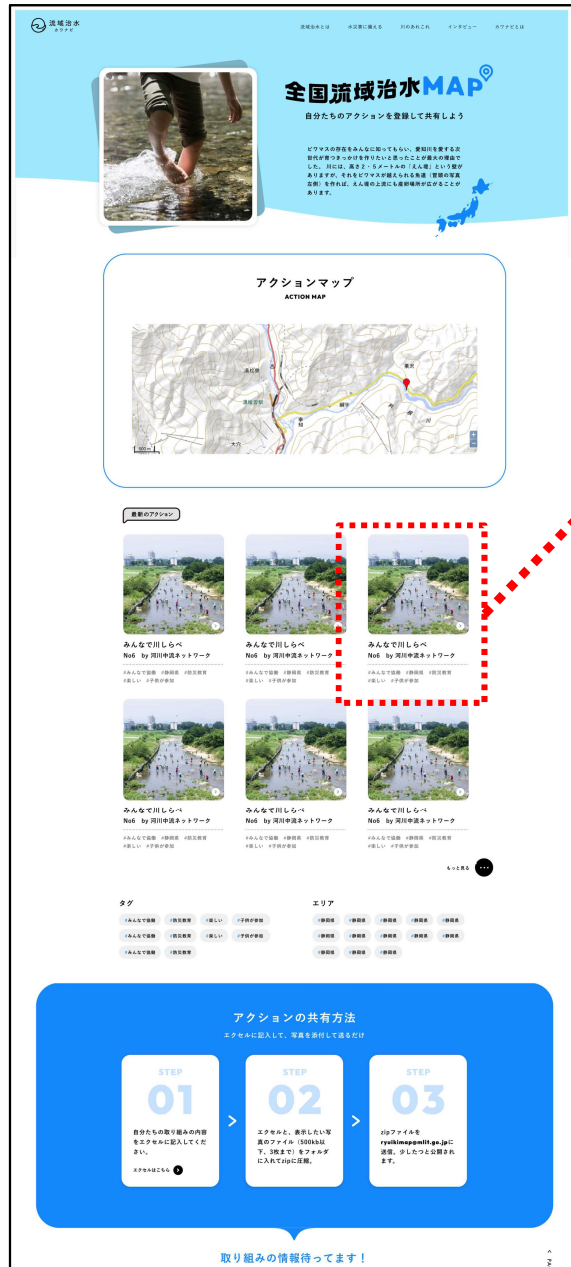
※投稿いただいてから掲載まで時差が生じますので、ご承知おきください。

問い合わせ先：国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
萩原（内線 35542）、泉（内線 35538）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

共有プラットフォーム（全国流域治水 MAP）への投稿にあたっての留意事項

1. 本プラットフォームは、流域治水の普及啓発及び流域治水に資する取組等の促進を目的として設置するものです。
2. 特定の製品又はサービスの販売、営業を目的とした投稿はご遠慮ください。その他、1. の目的に反して、本プラットフォームを活用することは避けてください。
3. プラットフォームへ提出・投稿する写真について、著作権は撮影者に帰属しますが、事務局が流域治水の宣伝、広報を目的とした出版物、インターネットなどの電子メディアに無償で掲載する場合があります。また、その際、必要に応じてトリミングや色調補正などの加工を行う場合があります。
4. プラットフォームへ提出する情報のうち、【防災教育】に関するものについては、別途、国土交通省で運用している「防災教育ポータル」にて当該情報を紹介する場合があります。
(防災教育ポータル : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>)
5. 写真に他者の権利（被写体の肖像権、他人の著作物など）を含む場合は、必ず撮影者自らが権利者の承認を得てください。写真に関して、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申立てがあった場合でも、事務局は一切の責任を負わず、撮影者が全て対処するものとします。
6. 立入り禁止区域での撮影、撮影禁止場所での撮影、法律や公共ルールに反した投稿はできません。
7. 事務局は、プラットフォームに投稿された取組の有用性及び流域治水関連技術やサービスの品質等を保証する責任を負いません。
8. 投稿内容に不適切と思われる内容が含まれる場合、事務局は掲載を承諾しない、又は予告なく投稿を削除する可能性があります。

〇あらゆる主体による流域治水の取組を見える化し、全国に展開するため、全国流域治水MAPへの投稿を募集いたします。



※掲載イメージ



※掲載イメージ

投稿内容

流域治水に資する取組であれば、投稿内容は自由です。

(投稿例)

- ・流域治水をテーマとしたイベントの開催
- ・地域団体による河川の除草、清掃活動
- ・防災学習や環境学習を目的とした小中学校等での出前講座、ワークショップ
- ・雨水タンクや雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置
- ・屋上緑化の整備
- ・田んぼダム 等

投稿者

行政、民間企業、流域団体、住民個人等、流域治水に資する取組を行う方であればどなたでも投稿いただけます。

投稿方法

- STEP 01** 投稿したい取組内容について、別添様式(Excel)に記入
- STEP 02** 様式(Excel)と写真(1MB以下×3枚まで)をフォルダに入れ圧縮
- STEP 03** 圧縮ファイルを添付し、以下のアドレスへメール送付
【送付先】 hqt-ryuiki_chisui_pf■ki.mlit.go.jp
(■を@に置き換えてください。)

掲載先

投稿いただいた内容は、国土交通省WEBページに掲載します。
<https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/pf/> (国土交通省WEBページ)

みんなのアクション

※黄色のセルは入力必須項目、白色のセルは任意項目です。

項目	記入欄	入力形式	備考
タイトル ①	みんなで川しらべ	全角	例:みんなで川しらべ
取組実施者 ②	☐ 行政 ☒ 流域団体 ☐ 民間事業者 ☒ 住民 ☐ その他		該当の項目にチェックをしてください。その他の場合は、その他の右のセルに内容をご記入ください。※複数選択可
団体名 ②	河川中流ネットワーク	全角	例:河川中流ネットワーク
都道府県 ③	静岡県	全角	該当の項目をご選択ください。
水系名 ③	天竜川 河川名	全角	
紹介内容 ④	ビワマスの存在をみんなに知ってもらい、愛知川を愛する次世代が育つきっかけを作りたいと思ったことが最大の理由でした。川には、高さ2・5メートルの「えん堤」という壁がありますが、それをビワマスが越えられる魚道(冒頭の写真左側)を作れば、えん堤の上流にも産卵場所が広がるがありますが、魚道づくりを通じて仲間が集まり、川に関心を持つ人を増やせるのではないかと考えました。 地域住民が川に目を向け、水害を我が事として捉え、できることから「見直し」的な発想でたくさんの小さな取組を繋げ、好循環を生み出していく」ことであることがわかった。東近江三方よし基金の山口さんは、「ただ単に地域の課題解決のため、地域の皆さんが小さな取組を一生懸命頑張っているだけ」だと言っていた。	—	例のように、行頭にスペースは入れず、段落を変えるときは改行(alt+enter)を2回いれてください。改行はそのままウェブサイトへ反映されます。文字数制限はありません。 ----- 例: ビワマスの存在をみんなに知ってもらいたいと思ったことが最大の理由でした(段落1)。 地域住民が川に～(段落2)。
URL ⑤	https://kasen-network/project/index.html	半角	サイトのURLをご記入ください。
緯度 ⑥	34.93575	半角	10進法でご記入ください 例:34.93575
経度 ⑥	138.38956	半角	
写真① ⑦	1.jpg	半角	ボタンを押して、掲載対象の写真を選択してください。写真のデータ名が写真の下にセルに自動入力されます。手動でファイル名の入力や訂正を行わないようお願いいたします。 ※ファイル名は1桁の連番(1～3)」としてください。 ※写真はjpg、pngをご使用ください。 例:1.jpg、2.jpg、3.png ----- 写真データはエクセルと合わせて「タイトル」をフォルダ名にしたフォルダに保存してください。 例:フォルダ名「みんなで川しらべ」に以下を保存 ・1.jpg、2.jpg、3.png ・みんなで川しらべ_カワナビ登録フォーム.xls
写真②		半角	
写真③		半角	
ハッシュタグ ⑧	みんなで協働 防災教育 楽しい 子供が参加	半角	表示したいハッシュタグをご記入ください。 「#」は不要です。 例: 川遊び

アクションno. (事務局使用欄)	
----------------------	--



シェアする

みんなのアクション

みんなで川しらべ¹

No.6 by 河川中流ネットワーク²

天竜川水系天竜川³

ピワマスの存在をみんなに知ってもらい、愛知川を愛する次世代が育つきっかけを作りたいと思ったことが最大の理由でした。川には、高さ2・5メートルの「えん堀」という壁がありますが、それをピワマスが越えられる魚道（冒頭の写真左側）を作れば、えん堀の上流にも産卵場所が広がるのですが、魚道づくりを通じて仲間が集まり、川に関心を持つ人を増やせるのではないかと考えました。

地域住民が川に目を向け、水害を我が事として捉え、できることから「見直し」的な発想でたくさんの小さな取組みを繋げ、好循環を生み出していく」ことであることがわかった。東江三方よし基金の山口さんは、「ただ単に地域の課題解決のため、地域の皆さんが小さな取組みを一生懸命頑張っているだけ、だと言っていた。

#みんなで協働
#静岡県
#防災教育
#楽しい
#子供が参加
#流域団体
#住民

[詳しくはこちら\(外部サイト\)](#)⁵



[GoogleMapsで表示](#)

[GoogleEarthで表示](#)

② 流域治水ロゴマーク

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 6 年 3 月 18 日

水管理・国土保全局河川計画課

りゅういきすい
「流域治水」ロゴマークを決定しました

～ 流域のみんなが水害対策に取り組むきっかけに～

- 国土交通省では、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が懸念される中、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、様々な施策を総動員し水害対策を行う「流域治水」を進めています。
- このたび、一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定しました。
- 決定したロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用してまいります。

ロゴマーク



作 者：田仲 亜希 さん

デザインメッセージ：

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもあります。災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

使用シーン

例：各取組主体が作成するパンフレット、ポスター、説明資料、プレスリリース、名刺、看板、展示物、ウェブサイト、SNS、広報物、各種案内 等



- ロゴマーク選定過程等の詳細については別紙をご確認ください。
- ロゴマークのダウンロードデータや使用規定等については、別途国土交通省WEBサイト上に掲示いたします。(URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/logo.html>)

問い合わせ先：流域治水ロゴマーク事務局

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 栗原(内線 35382) 磯邊(内線 35393)

代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8443

1. 流域治水ロゴマーク応募結果

- 公募期間：令和5年12月21日～令和6年1月22日
- 応募数：32作品（22名）

2. 流域治水ロゴマーク審査委員会 開催概要

- 開催日時：令和6年2月15日
- 開催場所：国土交通本省会議室
- 審査委員会は、ソーシャルデザイン、地域活性化、サステナブルファイナンス分野等の有識者3名で行いました。

	氏名	所属
委員長	上田 壮一	一般社団法人 Think the Earth 理事
委員	指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
委員	吉高 まり	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー(サステナビリティ)

➤ 審査概要

優秀作品は、コンセプトの表現（テーマの理解度）、視認性（モノクロプリント時含む）、独創性、好感度、レイアウト上のおさまりの5つの観点から、総合的に優れている作品として評価されました。

流域治水ロゴマーク 使用規程

令和6年3月18日

国土交通省 水管理・国土保全局

第1条 この規程は、国土交通省水管理・国土保全局（以下「当局」という。）が作成した流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当局に帰属する。

第3条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【カラー①】



【カラー②】



【グレースケール②】



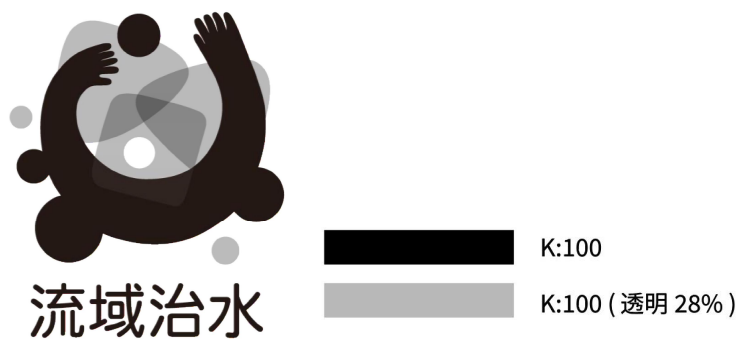
【カラー③】



【グレースケール③】



【グレースケール①】



【箔押し、型押し、白抜き①】



【箔押し、型押し、白抜き②】



【箔押し、型押し、白抜き③】



第4条 ロゴマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 流域治水の取組に寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 当局の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (7) 当局の事業又は当局が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。

- (8) 流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
- (9) 第3条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (10) その他当局が使用について不適当と認めた使用をしないこと。

第6条 当局は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当局はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 使用者が法令に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当局が不適切と認めた場合。

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

第9条 ロゴマークを使用した物品、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、ロゴマークは、当局がロゴマークを使用した物品の品質又は活動等の内容を保証するものではない。なお、当局は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当局が別に定める。

附則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。

流域治水ロゴマーク 使用ガイドライン



令和6年3月18日

国土交通省 水管理・国土保全局

もくじ

1. はじめに
2. デザインコンセプト
3. デザインの種類について
4. アイソレーションについて
5. 禁止事項
6. さいごに
7. お問い合わせ

1. はじめに

本ガイドラインは、流域治水ロゴマークの使い方・禁止事項をまとめたものです。ロゴ使用の基本ルールをまとめた使用規定については、別資料「流域治水ロゴマーク 使用 規程」を参照ください。

本ロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRし、流域に関わる一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的としています。

2. デザインコンセプト

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもあります、災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。



中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

3. デザインの種類について

色：

- ・ カラー
- ・ グレースケール
- ・ 箔押し、型押し、白抜き

文字：

- ・ ロゴの下
- ・ ロゴの横①
- ・ ロゴの横②

合計9パターンを用途に合わせてお使いください。

原則として、次頁以降に示すものをロゴマークの基本とし、形の変更や指定の色以外での使用は不可とします。

カラー



	R:0 G:118 B:176
	R:0 G:118 B:176 (透明 28%)
	C:85 M:50 Y:17 K:0
	C:85 M:50 Y:17 K:0 (透明 28%)

カラー



流域治水



流域
治水

グレースケール



流域治水



K:100



K:100 (透明 28%)

グレースケール



流域治水



流域
治水

箔押し、型押し、白抜き



流域治水



K:100

箔押し、型押し、白抜き

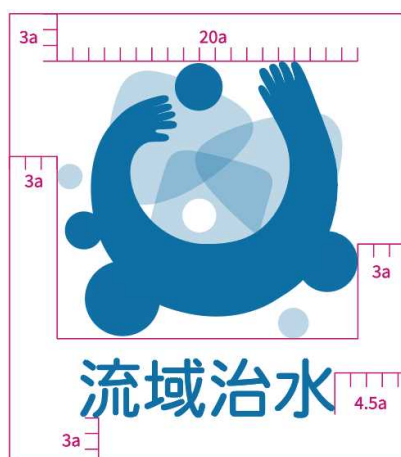


流域治水



流域
治水

4. アイソレーション（ロゴ周りの余白）



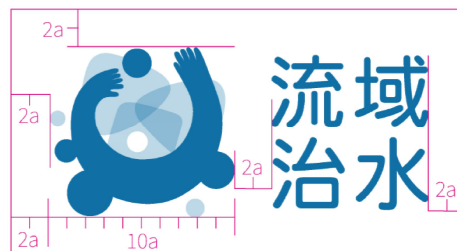
最小表示サイズ



10mm

流域治水

18mm



5. 禁止事項

- ・ カラーシステム以外の色に変更すること
- ・ 書体を変えること
- ・ 規定以外に文字組、バランスを変えること
- ・ フチを囲うこと
- ・ 他要素やマークを上重ねること
- ・ アイソレーションを守らず装飾すること
- ・ 柄の上に表示すること
- ・ ロゴ単体で表示すること
- ・ 表示例にないバランスで表示すること
- ・ 変形すること
- ・ シャドウをつけること

6. さいごに

水災害の「自分事化」を推進し、
流域治水の国民運動とするべく、
その象徴となる流域治水ロゴマーク。
流域治水の取組の普及、推進を目的として、
説明資料、パンフレットやポスターなどの
紙媒体のみならず、ウェブサイトやSNSなどの
デジタル媒体においても活用ください。

7. お問い合わせ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

Email : hqt-ryuikichisuiologo@ki.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8443

受付時間：平日の9時30分から18時まで



流域治水